

## 入会申請手続きのご案内

令和7年4月1日  
日本社会人団体馬術連盟

### 1. 入会の要件

当連盟の団体会員となるためには、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 同一の企業、官公庁に所属する役職員(任命、雇用契約)によって構成される乗馬団体であること。
- (2) 当連盟に加盟する会員団体の OB, OG によって構成される乗馬団体は、準会員団体として当連盟に加盟することができる。
- (3) 団体の構成員(以下、「部員」という)の大半が同一場所で練習していること。
- (4) 部員が正会員となる場合は、10名程度以上、準会員となる場合は3名程度以上が望ましい。
- (5) 所属する企業、官公庁の厚生部において、運動部として認定されていることが望ましいが、必ずしもこれを必要としない。
- (6) 同一の資本系列に属する複数の企業(例えば、親会社・子会社の関係又は兄弟会社の関係にある企業をいいます)の所属員によって構成される乗馬団体については、(1)の「同一の企業、官公庁」とみなすことができる。
- (7) 同一企業体又は同一官公庁にあっては、原則として、2つ以上の乗馬団体の加盟は認めない。ただし、広域企業体等において、遠隔の他府県にあって統一的団体活動が困難、大規模企業体等において、職種、事業所の別等に起因して統一的団体活動が困難等、特段の事情があり、当連盟が認めた場合は、この限りではない。
- (8) 乗馬クラブ及びこれに準ずる団体は、当連盟の会員になることができない。
- (9) 当連盟の理念・活動に賛同し、当連盟の運営を、役員の派遣など、各団体が行える形で継続的に支援すること。
- (10) 継続的に、団体内のチームワークの形成と向上を行い、社内外へ団体の活動を報告・アピールして部員の募集・勧誘活動を実施するとともに、乗馬人口の拡大と馬事・馬術の普及に努めること。
- (11) 次の各号のいずれにも該当しないこと(反社会的勢力ではないこと)。
  - ① 所属者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(同法第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という)であること。
  - ② 暴力団員等の支配を受けていると認められること。
  - ③ 財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を所属させていると認められること。
  - ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱う等の関

与をしていると認められること。

- ⑤ 暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。
- ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等であること。
- ⑦ 前各号の共生者であること。
- ⑧ その他前各号に準ずると本連盟が認めた者であること。

## 2. 会員の特典 (参加できる競技会等)

正会員は、当連盟が主催する全ての競技会、講習会等のイベントに参加することができる。

準会員は、当連盟が主催する競技会のうち、団体戦である全日本実業団障害馬術大会には出場出来ないが、その他の競技会(例えば、全日本社会人馬術選手権大会、ホースフェスティバル、キャロットステークス)、騎乗者のレベルに応じて開催される障害馬術や馬場馬術の講習会、資格審査会等のその他の連盟主催事業には参加することができる。

また、上記のいずれの会員も、提携乗馬クラブは、当連盟の割引料金で利用でき、提携馬具ショップは、割引料金で商品を購入することができる。事業の詳細、特典の詳細には、社馬連ホームページ(<https://www.jbg.jp/>)で参照可能。

## 3. 入会審査 (入会の可否の決定)

1. に掲げた入会要件を満たす団体から入会申請書の提出があった場合には、当連盟の理事会において審査を行い、必要に応じ、申請団体の責任者の出席を求め、説明を受けた上で、入会の可否を決定する。

## 4. 会費の納付

理事会で入会が承認された場合、次の金額を納入しなければならない。

(正会員)

|            |                  |
|------------|------------------|
| 当連盟入会金     | 200,000 円        |
| 当連盟年度会費    | 110,000 円        |
| 日本馬術連盟入会金  | 20,000 円 (当連盟経由) |
| 日本馬術連盟年度会費 | 20,000 円 (当連盟経由) |
| 合 計        | 350,000 円        |

※ 年度途中から入会される場合、当連盟年度会費は月割りとして、月額 1 万円とする。

(準会員)

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 当連盟入会金     | 100,000 円 (正会員となるときは、入会金の一部に充当する) |
| 当連盟年度会費    | 55,000 円                          |
| 日本馬術連盟入会金  | 20,000 円 (当連盟経由)                  |
| 日本馬術連盟年度会費 | 20,000 円 (当連盟経由)                  |
| 合 計        | 195,000 円                         |

※ 年度途中から入会される場合、当連盟年度会費は月割りとして、月額 5 千円とする。

## 5. トライアル会員について

- (1) トライアル会員は、2026 年 4 月に、正会員又は準会員に移行することを前提に、当連盟の事業に参加する団体とする。
- (2) トライアル会員として活動できる期間は 2025 年 4 月から 2026 年 3 月末までとし、2026 年 3 月に、正会員又は準会員に移行するものとする。ただし、諸事情により移行できない

こととなった場合は、この限りではないが、トライアル会員の継続はできない。

- (3) トライアル会員の(準会員)当連盟入会金及び2025年度当連盟会費については、5団体程度を限度として、免除するものとする。その場合、当該団体は、2025年4月、(2)の正会員又は準会員への移行に伴い、当連盟所定の入会金の差額と、毎年、年会費(日馬連の年会費を含む)等を支払うものとする。

- (4) 前述 1, 2, 4 項 に加え、以下を適用する:

入会要件:

(12) トライアル会員は、次年度に準会員、正会員となる意思を有すること。

(13) 過去に正会員・準会員・トライアル会員として入会したことのある団体、またはそれに相当する団体はトライアル会員となることはできない。

会員の特典:

トライアル会員は、準会員として、当連盟が主催する競技会、講習会等のイベントに参加することができる。

会費の納付:

(トライアル会員) (2025年4月から2026年3月まで5団体程度を限度に承認)

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 当連盟入会金    | 0円              |
| 当連盟年会費    | 0円              |
| 日本馬術連盟入会金 | 20,000円 (当連盟経由) |
| 日本馬術連盟年会費 | 20,000円 (当連盟経由) |
| 合計        | 40,000円         |

- ※ 該当する団体の、準会員として必要な当連盟の入会金と2025年度の会費は免除となる。当該団体は、2026年度以降、正会員へ移行する場合は当連盟所定の準会員と正会員の入会金の差額(100,000円)と年会費(当連盟年会費110,000円、日馬連年会費20,000円)を支払うこととし、準会員へ移行する場合は当連盟所定の年会費(当連盟年会費55,000円、日馬連年会費20,000円)を支払うこととする。
- ※ 種競技会、講習会、資格取得等、連盟主催のイベント等に参加する場合のエントリー料、受講料、受験料等については、別途必要となる。

## 6. 再入会に伴う入会金の減免について

- (1) 過去に正会員・準会員として当連盟に加盟し、退会した団体(トライアル会員は除く)が、退会時の会員(正会員・準会員)として再び入会する場合は、当連盟入会金を免除する。ただし、退会時に準会員であった団体が正会員として加盟する場合は正会員と準会員の入会金の差額を支払うものとする。
- (2) 入会金の減免の対象となる再入会の期間は2025年4月から2026年3月末までとする。
- (3) 入会申請時に、過去に入会していたことを示す書類をあわせて提出すること。

## 7. 入会申請手続き

(1) 提出文書

- 入会申請書 1部 (別紙様式の通り)
- 団体規約 1部
- 団体の所属部員となるための資格要件 1部  
(規約に明記されている場合は不要)
- 部員名簿 1部

- 誓約書 1部 (別紙 反社会的勢力でないことの表明・確約と誓約)
- その他、団体について参考となるもの (任意)

(2) 入会申請書の提出先

日本社会人団体馬術連盟 事務局

〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 4階

e-mail: shabaren@jbg.jp

TEL (03)3297-5630 FAX (03)3297-5636

以 上